解散公告

当社は、平成二十七年二月一日、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月六日

大阪市中央区内淡路町二丁目一番八―五〇一号

フジタ印刷株式会社

代表清算人　藤田　尚利

解散公告

当社は、平成二十七年二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月六日

大阪市東住吉区西今川二丁目一二番二一号

株式会社東洋ヨネクラ

代表清算人　神農麻美子

解散公告

当社は、平成二十七年二月二十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月六日

広島県府中市目崎町二四三番地

有限会社リード電機

清算人　谷　圭子

解散公告

当社は、平成二十七年二月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月六日

佐賀県杵島郡白石町大字坂田三二〇番地

有限会社ふれんどり

清算人　久保くに子

解散公告

当法人は、平成二十六年十二月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月六日

鹿児島県指宿市大牟礼四丁目四番八号

特定非営利活動法人ケアネット

清算人　今村　洋介

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年九月二十日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月六日

岩手県紫波郡紫波町南日詰字川原七〇番地二

紫波竹駒神社

清算人　髙橋　明子

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年十二月二十六日島根県知事の解散認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月六日

島根県仁多郡奥出雲町稲原七五七番地一

原口生産森林組合

清算人　内田　照雄

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十七年一月三十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月六日

神奈川県川崎市高津区下野毛二丁目一二番一号

味の素グループ厚生年金基金

代表清算人　山田　裕美

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年十二月二十三日開催の責任役人会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月六日

山梨県富士吉田市下吉田三丁目一二番二七号

宗教法人富士みのり教

清算人　大森千惠子

第四十五期決算公告

平成二十六年十一月三十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・百万円）

資産の部

流動資産	三三七
固定資産	五三〇
資産合計	八六八
負債及び純資産の部	
流動負債	五四六
固定負債	二四七
株主資本	七三
資本金	一〇
利益剰余金	六三
（利益準備金）	（二）
（その他利益剰余金）	（六一）
（当期純損失）	（四）
負債及び純資産合計	八六八

平成二十七年三月六日

愛知県豊橋市白河町一〇〇番地

株式会社サーラビジネスソリューションズ

代表取締役社長　土屋　進司

配当公告

青森市岡造道三丁目四番三〇号

破産者　中村　友英

右の者に対する青森地方裁判所平成二十四年（フ）第二一四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金六、〇三七、九二〇、四〇四円

一、配当をすることができる金額

金六四、六三七、一五四円

平成二十七年三月六日

青森市長島二丁目一〇番五号富士火災青森ビル七階木下綜合法律事務所

破産管財人　弁護士　木下　晴耕

配当公告

大阪市中央区本町四丁目八番七号

破産者　株式会社西川銘木店

右の者に対する大阪地方裁判所平成二十五年（フ）第一八〇〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一五五、六一〇、八八〇円

一、配当することのできる金額

金六六、一三二、一二三円

平成二十七年三月六日

大阪市中央区高麗橋二丁目五番一〇号

破産管財人　密　克行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所東京都杉並区高円寺北三丁目三番五号　被相続人　亡　椎名　ふみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月六日

茨城県下妻市大園木二八三九―一大建ビル二階　相続財産管理人　関　健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県浦安市日の出一丁目四番、最後の住所千葉県浦安市日の出一丁目四番E―四〇四号ベイシティ浦安

被相続人　亡　神田　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月六日

事務所千葉県市川市南八幡四―五―二〇エムワイビル五A　アライズ総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鈴木　隆文